

## 北海道税条例等の一部を改正する条例案の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考																													
1 改正の趣旨・必要性等	<p>地方税法の改正に伴い、個人の道民税、道たばこ税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。</p> <p><b>【必要性・背景】</b> 平成30年度の地方税制改正のうち地方税法と同様の措置を講ずる必要があるもの等について、北海道税条例を改正し、対応しようとするものである。</p>																														
2 改正の内容	<p>(1) 個人道民税</p> <p>ア 平成33年度以降の各年度分の個人の道民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とする。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除を適用しないこととする。</p> <p>(2) 法人道民税・法人事業税・地方消費税</p> <p>特定法人のうち内国法人について、法人道民税等の申告書等の提出について、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。</p> <p>(3) 道たばこ税</p> <p>ア 道たばこ税の税率を次のように引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">現行</th> <th style="width: 25%;">①</th> <th style="width: 25%;">②</th> <th style="width: 25%;">③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">860円</td> <td style="text-align: center;">930円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（1,000本につき）</p> <p>イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン等が充填されたものは、製造たばことみなして地方税法の規定を適用する。</p> <p>ウ 加熱式たばこの課税標準について、次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計本数に見直す。</p> <p>(ア) 重量の0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。</p> <p>(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の税額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算する。</p> <p>エ 各施行日における加熱式たばこの課税標準は、次のとおり、現行の換算方法による紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法による紙巻たばこの本数のそれぞれに次の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 50%;">現行の換算本数</th> <th style="width: 50%;">改正後の換算本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他 条項ずれの修正等の規定の整備を行う。</p>	現行	①	②	③	860円	930円	1,000円	1,070円		現行の換算本数	改正後の換算本数	現行	現行の換算本数×1.0	—	①	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	②	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	③	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	④	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	⑤	—	新換算本数×1.0	<p>第24条の2 (H33. 1. 1)</p> <p>第26条の2 (H33. 1. 1)</p> <p>第35条 第41条の3 第43条の11の2 (H32. 4. 1)</p> <p>第45条の2の3 ① (H30. 10. 1) ② (H32. 10. 1) ③ (H33. 10. 1)</p> <p>第45条の2 (新) (H30. 10. 1)</p> <p>第45条の2の2 (H30. 10. 1)</p> <p>第45条の2の2 第1条改正 ① (H30. 10. 1) 第2条改正 ② (H31. 10. 1) 第3条改正 ③ (H32. 10. 1) 第4条改正 ④ (H33. 10. 1) 第5条改正 ⑤ (H34. 10. 1)</p>
現行	①	②	③																												
860円	930円	1,000円	1,070円																												
	現行の換算本数	改正後の換算本数																													
現行	現行の換算本数×1.0	—																													
①	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																													
②	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																													
③	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																													
④	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																													
⑤	—	新換算本数×1.0																													
3 施行期日	それぞれの備考欄の括弧内に掲げる日から施行する。																														